

十和田市移住コンシェルジュ（地域おこし協力隊）

募集要項

【十和田市の紹介】

十和田市は、青森県の県南地方内陸部に位置し、市域面積は 725.65 km²で、県内 3 番目の広さを有し、四季を織りなす十和田湖や奥入瀬溪流、八甲田などの自然と、近代都市計画のルーツといわれる、碁盤の目に整備された美しい街並みが特徴です。

中心市街地には、現代美術館（西沢 立衛氏）、市民図書館/教育研修センター（安藤忠雄氏）、市民交流プラザ「タワーレ」（隈研 吾氏）や地域交流センター「とわふる」（藤本 壮介氏）など、著名な建築家が手掛けた公共施設が立地し、まちのメインストリートである官庁街通りでは屋外空間に多様なアート作品を展開するなど、豊かな自然とアートが融合したまちです。

また、生産量日本一のにんにくをはじめ、ながいも、ごぼう、ねぎなどの野菜や米などの農業や、十和田湖和牛を代表とする畜産が盛んであり、十和田湖に生息する十和田湖ひめますは貴重な水産資源として古くから愛されています。

【募集概要】

十和田市の魅力を多くの人に知ってもらい、移住を支援する取組を強化するため、市外出身者の視点を活かし、移住促進に向けた活動を行う地域おこし協力隊を「移住コンシェルジュ」として募集します。

1. 募集人員 1名

2. 応募条件

次のいずれにも該当する心身共に健康な方

- (1) 三大都市圏や都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域）に居住している方で、採用後に当該地域から本市に生活拠点を移し、住民票の異動ができる方
- (2) 地域活性化に意欲があり、地域住民とともに積極的に活動ができる方
- (3) 普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない方
- (4) パソコンの操作ができ、インターネット、SNS等の活用ができる方
- (5) 活動終了時に起業又は就業して十和田市に定住する意欲のある方
- (6) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない方
- (7) 十和田市暴力団排除条例（平成 23 年十和田市条例第 39 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員に該当しない方

3. 業務内容

「移住コンシェルジュ」として、下記業務に従事

- (1) 移住希望者からの相談対応
- (2) 移住に関する情報の効果的な発信・PR
- (3) 移住お試し住宅利用者への移住体験機会の企画・提供
- (4) 地域の魅力の発掘
- (5) 各種セミナーやフォーラムへの参加・出展
- (6) その他移住促進に関する業務

4. 活動条件等

(1) 勤務地

十和田市全域（主に十和田市役所 シティプロモーション課内）

※移住関連業務で首都圏等都市部への出張あり

(2) 任用形態

会計年度任用職員（年度毎の任用）

(3) 任用期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで（最長3年間まで更新あり）

(4) 勤務時間・休暇等

・勤務時間 9：00～17：00

・週休日 土曜日・日曜日

・休日 祝日・年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

(5) 報酬・福利厚生等

・月額177,000円 月末締当月払（毎月21日支給）

・期末手当（6月、12月）ほか通勤手当（2km以上の場合に支給）

※退職手当の支給はありません。

※社会保険等（健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償）に加入

(6) 待遇

活動に要する経費については予算の範囲内で市が負担します。

・活動に必要な車両の借上料や活動用車両の燃料費

・住居の借上料（家賃）

※住居に係る建物火災保険料、光熱水費、生活備品、その他生活費などは個人負担となります。

5. 申込受付期間 令和8年4月15日（水）～5月20日（水）

6. 選考の流れ

(1) 応募方法

市ホームページから応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、下記書類を郵送（5月20日消印有効）により提出するか、市ホームページの職員採用サイトから電子申請してください。

- ・ 応募用紙
- ・ 履歴書（市販可）
- ・ 住民票（抄本）

(2) 第1次選考（書類審査）

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

(3) 第2次選考（面接審査）

第1次選考合格者を対象に、第2次選考を行います。

※日程及び場所等については、第1次選考合格者の方にご連絡いたします。

※なお、試験会場までの交通費等は、個人負担となります。

(4) 最終選考の結果は、文書で通知します。

7. 問い合わせ先

十和田市みらい戦略部シティプロモーション課 地域活力創生係
〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号
T E L : 0176-51-6712
F A X : 0176-22-9399
E-mail : citypromotion@city.towada.lg.jp